

令和2年10月8日

団体御担当者 各位

広島労働局労働基準部監督課長

11月の「過労死等防止啓発月間」及び「過重労働解消キャンペーン」に係るポスター、パンフレット等の送付について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

労働基準行政の運営につきましては、平素より格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、過労死等防止対策については、過労死等防止対策推進法及び「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき取り組んできたところです。

しかしながら、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は近年低下傾向にあるものの引き続き高く、依然として恒常的な長時間労働の実態が認められるほか、過労死等に係る労災認定件数も高水準で推移しています。

このような状況の中、平成31年4月1日から、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による改正後の労働基準法において時間外労働の上限規制が罰則付きで規定され、令和2年4月1日から時間外労働の上限規制が中小企業にも適用されたところです。引き続き、企業への法制度のきめ細かな周知等を通じ、長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた気運の醸成を行う必要があります。

こうしたことを踏まえ、過労死等を防止することの重要性、また、国民の関心と理解を深めることを目的として、厚生労働省では、本年も昨年引き続き11月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、長時間労働削減の取組を推進することとしています。

つきましては、同封のポスター又はパンフレット等をご活用いただき、会員企業等への両取組の周知をお願い申し上げます。

